

医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）（別表）

（平成27年分用）

受贈者の氏名		この別表は、「医療法人持分納税猶予税額・税額控除額の計算書（贈与税）」（以下この表において「計算書」といいます。）を2以上作成する必要がある場合に使用します。	
1 あん分前の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
① 各計算書の a 欄の価額の合計額		円	
② 基礎控除額		1, 100, 000	
③ ②の控除後の課税価格（（①－②）の金額）（1, 000 円未満切捨て）		, 000	
④ ③に対する税額（申告書第一表（控除）の裏面の「贈与税の速算表」を使用して、一般税率又は特例税率により計算します。）			
2 あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の計算			
特例の適用に係る医療法人及び贈与者の異なるものごとに、次の i から iii までの各欄を使用し、医療法人持分納税猶予税額等を計算した上で、適用を受ける特例に応じ、医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記入します。			
i	① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算		
	(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税猶予税額等（100 円未満切捨て）
			$\left(\frac{\text{((1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書の a 欄の価額)}}{\text{(1の④の金額)}} \times \text{(1の①の価額)} \right)$
			円 00
	② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額		
	イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (①の(3)の金額を転記します。)
			a 00
	ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (①の(3)の金額を転記します。)
		(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金抛外型医療法人の基金として抛出したとき (* ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算書の e 欄の金額を転記します。)
			b 00
		c	
ii	① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算		
	(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税猶予税額等（100 円未満切捨て）
			$\left(\frac{\text{((1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書の a 欄の価額)}}{\text{(1の④の金額)}} \times \text{(1の①の価額)} \right)$
			円 00
	② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額		
	イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (①の(3)の金額を転記します。)
			d 00
	ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (①の(3)の金額を転記します。)
		(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金抛外型医療法人の基金として抛出したとき (* ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算書の e 欄の金額を転記します。)
			e 00
		f	
iii	① 医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額等の計算		
	(1) 医療法人の名称	(2) 贈与者の氏名	(3) 医療法人持分納税猶予税額等（100 円未満切捨て）
			$\left(\frac{\text{((1)の医療法人及び(2)の贈与者に係る計算書の a 欄の価額)}}{\text{(1の④の金額)}} \times \text{(1の①の価額)} \right)$
			円 00
	② あん分後の医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額		
	イ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合		医療法人持分納税猶予税額 (①の(3)の金額を転記します。)
			g 00
	ロ 「医療法人の持分に係る経済的利益についての税額控除の特例」の適用を受ける場合	(イ) 持分の全てを放棄したとき	医療法人持分税額控除額 (①の(3)の金額を転記します。)
		(ロ) 持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金抛外型医療法人の基金として抛出したとき (* ①の(3)の金額を基に計算書の4から6の各欄を記入します。)	医療法人持分税額控除額 (計算書の e 欄の金額を転記します。)
			h 00
		i	
3 医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額			
上記1及び2により算出した医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額の合計額を計算します。			
合計	医療法人持分納税猶予税額 の合計額（a + d + g）（申告書第一表の「医療法人持分納税猶予税額⑦」欄に転記します。）		A 円 00
	医療法人持分税額控除額 の合計額（b + c + e + f + h + i）（申告書第一表の「医療法人持分税額控除額⑨」欄に転記します。）		B 円
(注)1 医療法人が基金抛外型医療法人への移行をする場合において、その医療法人の持分の一部を放棄し、その残余の部分をその基金抛外型医療法人の基金として抛出したとき（i、ii又はiiiの各欄の②欄のロの(ロ)に該当する場合）には、この別表において算出したあん分後の医療法人持分納税猶予税額等（i、ii又はiiiの各欄の①欄の(3)の金額）に基づき、その医療法人持分納税猶予税額等に係る計算書の「基金抛外型医療法人へ基金を抛出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の4から6までにおいて医療法人持分税額控除額(e)を計算し、この別表の c、f 又は i 欄に転記します。この場合、計算書の「基金抛外型医療法人へ基金を抛出した場合の医療法人持分税額控除額の計算明細」の6の④欄中「3の④」の金額とあるのは、この別表の i、ii又はiiiの各欄の「①欄の(3)」の金額として医療法人持分税額控除額(e)を計算します。			
2 医療法人又は贈与者が4以上あり、上記の i、ii 及び iii 欄に記入しきれない場合は、適宜の用紙に医療法人又は贈与者ごとの医療法人持分納税猶予税額又は医療法人持分税額控除額を記載し、添付してください。			
※ 税務署整理欄		入力	確認

※ 印欄には記入しないでください。

